

## 規制基準について

ダイオキシン類対策特別措置法では特定施設ごと（廃棄物焼却炉については規模別）にダイオキシン類濃度の排出基準が設けられています。法律の施行後に新たに設置する特定施設（新設施設）には、それ以前に設置されていたもの（既設施設）に比べて、厳しい基準が設定されています。

### 大気基準適用施設

(単位：ng-TEQ/m<sup>3</sup>N)

号	特定施設の種類	新設施設基準	既設施設基準※
1	焼結鉱の製造の用に供する焼結炉	0.1	1
2	製鋼の用に供する電気炉	0.5	5
3	亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、熔鉱炉、溶解炉及び乾燥炉	1	10
4	アルミニウム合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉及び乾燥炉	1	5
5	廃棄物焼却炉	焼却能力 4t/h以上	0.1
		焼却能力 2t/h以上4t/h未満	1
		焼却能力 2t/h未満	5

※平成12年1月15日の際、現に設置されていた施設(設置工事に着手されていた施設を含み、廃棄物焼却炉(火格子面積が2㎡以上又は焼却能力が1時間あたり200kg以上のもの)と製鋼用電気炉にあっては平成9年12月2日以降に設置工事に着手した施設を除く。)については既設施設の基準を適用します。

### 水質基準対象施設

(単位：pg-TEQ/L)

特定施設の種類	新設施設基準、既設施設基準
別表第2のすべての施設	10

### 廃棄物焼却炉に係るばいじん等の処理基準

(単位：ng-TEQ/g)

対象物	基準値
廃棄物焼却炉から排出されるばいじん、焼却灰その他の燃え殻、廃ガス洗浄施設汚泥及びこれらの廃棄物を処分するために処理したもの	3